

松下幸之助記念志財団 研究助成

## 研究報告

(MS Word)

【氏名】 山下雄大

【所属】 (助成決定時) 東京大学大学院総合文化研究科

【研究題目】 93年のジャコバン主義における「統治」概念の研究 ロベスピエールを中心として

## 【研究の目的】 (400字程度)

本研究は、1792年8月10日の民衆蜂起を呼び水としたフランス革命の方向転換と、その帰結として生じた革命政府および恐怖政治という未曾有の制度・現象によって特徴づけられる「93年のジャコバン主義」を、「統治 (gouvernement)」概念を導きの糸として思想史上に位置づけることを目的とする。93年のジャコバン主義は国内外の騒擾によって引き起こされた「出来事の論理」として、あるいは革命に多大な影響を及ぼしたルソーの著作の「誤読」として、いわば消極的な契機から論じられる傾向にある。しかしながら、ロベスピエールをはじめとする公安委員会の重要人物 (サン＝ジュスト、ビヨ＝ヴァレンヌ) は演説と同時に表現手段としての著述も重視しており、彼らの残したテキストを看過することは正当ではない。こうした問題意識から、本研究は当時の鍵概念のひとつであり「政府」とも訳出する「統治」概念を中心に据え、「革命政府 (革命的統治)」理論へと至る政治思想の展開を、彼らが筆を運んだ当時のコンテキストから追跡することを試みた。

## 【研究の内容・方法】 (800字程度)

助成期間は以下の二つの内容に沿って研究を遂行した。(1) フランスにおける「共和政 (république)」概念の思想史について。この分野を代表する先行研究の著者であるÉ・ゴジョソが指摘しているように、革命前夜に相当する18世紀後半にあっても「共和政」は多義的に留まり、主として以下の二つの文脈で用いられている。ひとつは、一者による統治すなわち執行権の単一性とも親和性が高い、「国家」一般を指すボダン以来の用法である。とりわけ君主政・貴族政・民主政の三要素を組み合わせた「混合政体」としての意味は、「イングランドの国制」論の影響も相まって、1791年夏の執行権の編成を主題とした議論のなかでは君主政擁護の立場から援用されている。また、処刑後に作成された文献目録により、ロベスピエールとサン＝ジュストはド・ロルム『イングランドの国制』を所蔵していたことが明らかとなっており、この議論の意義を認識していた可能性が高い。もうひとつは、複数の構成員からなる合議体による統治すなわち執行権の複数性を指す用法である。「連邦政府」の構想とも接近する後者の文脈がいかんにして革命期の「執行評議会」へと継承されたのかを理解するべく、それぞれの解釈の展開を分析した。(2) アメリカ独立革命との同時代的な問題意識の共有について。1787年から88年にかけて発表された『フェデラリスト』第70編の著者であるハミルトンによれば、「執行評議会」は共和主義的な権力不信から生まれる制度である。「イングランドの国制」に範を得たフェデラリスト等が主張する二院制と強力な執行権は、アメリカの知識人たちと親交を結ぶチュルゴを筆頭とした「アメリカ派」によって疑義が呈されており、その一員に数えられるブリソやコンドルセは革命以前から「選挙による評議会」の構想を温めていたことが知られている。この問題は(1)の内容である「共和政」解釈とも密接に関連しているため、革命の進展と対照しつつ検討する運びとなった。

## 【結論・考察】 (400字程度)

前述の研究遂行により浮上したのは、93年のジャコバン主義における「共和政」概念とルソー『社会契約論』との衝突である。セルクル・ソシアルの機関紙『ブーシュ・ド・フェール』は1791年6月21日の国王逃亡事件直後の号で、『社会契約論』第二編第六章の内容が政体としての「共和政」の正当性を下支えするものではなく、むしろラテン語の「レス・プブリカ」に忠実であるとして、君主政の長所を説く際に引用

している。つまり、国王逃亡事件という「最初の共和主義モーメント」(R・モニエ)にあってはルソーの「共和政」概念は両義的であり、この時期に複数の理論的著作が執筆される 93 年のジャコバン主義は「イングランドの国制」、およびアメリカに実現した「連邦政府」についての考察から「代表による執行権の統御」という革命政府理論のひとつの源泉に到達したと考えられる。こうした観点からすれば、P・ゲニフェーに代表される先行研究によってその政治思想の一貫性・独自性の欠如が指摘されているロベスピエールもまた、執行権の単一性と複数性の対立、および後者に依拠した執行権の編成が「共和政」理解の要石であることを十分に把握していたと主張する余地がある。この点に関しては口頭発表・論文投稿を通じた成果公表を予定している。